

申請のお手伝いを実施していますので、お気軽にお立ち寄りください。

マイナンバーカード申請&マイナポイント特設窓口(予約不要!)

実施日 9月末までの月～金曜日(祝日は除く) ※6月の土、日曜日開催日 4日(日)、11日(日)
時間 8:30～17:00(16:30までにお越しください。)
場所 市役所2階 市民交流ロビー ※場所は変更となる場合があります。

※マイナンバーカード申請を令和5年2月末までにされた方はマイナポイント第2弾の申込みができます。(マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。)

マイナンバーカードを持っていますか？

YES

マイナポイントの申込み(令和5年9月末まで)
必要なもの

- ① マイナンバーカード
- ② 利用者証明用電子証明書の暗証番号
(マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁)
- ③ 各決済サービスが指定する「決済サービスID」
および「セキュリティコード」
- ④ 通帳またはキャッシュカード
(公金受取口座登録する場合)

NO

マイナンバーカードの申請
(無料で写真撮影)

必要なもの

- ① 2次元コード付き個人番号カード交付申請書
- ① がない場合は、本人確認書類
(運転免許証等の顔写真付き書類なら1点、健康保険証や年金手帳等の顔写真なし書類なら2点)

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

全国瞬時警報システム (Jアラート)の 情報伝達訓練を実施 します

Jアラートを利用した情報伝達訓練が、次の日程で実施されます。本市では、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ自主放送チャンネルによる試験放送および登録制メールや市公式LINEによる試験配信を行いますので、ご協力ください。※気象の状況等によって中止する場合があります。

●全国一斉情報伝達訓練

日時 6月7日(水) 11:00頃

●緊急地震速報訓練

日時 6月15日(木) 10:00頃

問い合わせ
危機管理課 ☎22-9191

台風災害に備えて 高潮ハザードマップを活用しましょう

災害発生時に危険と思われる区域や災害時の避難場所などの情報をまとめた阿南市高潮ハザードマップについて、インターネットを利用できない方も閲覧できるように、印刷物を作成しました。阿南市内の14地区公民館と支所にて配布していますので、ご活用ください。台風が近づくと、高潮による浸水被害が発生する危険性が高まります。災害から命を守るためには、日頃から防災について考え、しっかりと備えておくことが重要です。

地図のほか、情報・学習編を作成していますので、事前学習などにご利用ください。内容は、過去の被害、想定水害シナリオ、気象情報、避難情報、情報伝達、防災情報、事前の備え、非常用持出品、マイ・タイムライン、指定緊急避難場所等を掲載しています。

なお、阿南市高潮ハザードマップはインターネット上で閲覧、印刷いただくことが可能です。



問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

年金相談 Q&A



Q 国民年金に若いときから加入して60歳になりますが、65歳前でも年金を受けることができますか。

A 国民年金の老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、本人が希望すれば60歳からでも受けることができます。

この場合、受ける年金額は、65歳から受け始める場合の年金額に比べ減額され、減額率は、 $0.4\% \times$ （繰上げ請求月から65歳に達する日の前月までの月数）となります。ただし、昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は、1カ月あたり0.5%となります。なお、減額は一生続きますので注意が必要です。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

浴衣着付け 短期講座受講生募集

夏祭り、お盆に浴衣を！

日時 6月14日(水)、28日(水)、7月5日(水)、19日(水)
19:00~21:00

場所 那賀川社会福祉会館1階 憩いの間

対象 市内にお住まいの方または市内で働いている方（学生は除く）

講師 杉野寿子さん

持参物 浴衣、帯、腰紐ほか
（詳しくは受付時に説明します。）

定員 10人（先着順）

参加費 無料

申込締切日 6月6日(火)

受付時間 火~金曜日
14:00~20:00



申し込み・問い合わせ

那賀川社会福祉会館 ☎42-3319

令和5年度 所得証明書等の発行予定日

▶**所得証明書** 6月1日(水)~

▶**所得課税（非課税）証明書** 6月7日(水)~

※証明書申請時に本人確認を実施していますので、公的証明書（マイナンバーカード、免許証等）をご持参ください。



問い合わせ 税務課庶務係 ☎22-1114

市の花「ひまわり」を 咲かせましょう

ひまわりの種を無料で配布します。

真夏の空に向かって力強く伸びるひまわりを咲かせ、まちを明るく彩りましょう。

配付場所 市役所1階案内

各支所・住民センター・公民館



問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

ひとり親世帯

支給対象者

以下の①～③のいずれかに当てはまる方

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
 - ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同様の事情にあると認められる方
- ※上記②または③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

支給額 児童1人当たり一律5万円

給付金の支給手続き

1. 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（支給対象者①に該当する方）
 - ▶給付金は、申請不要で受け取れます。
 - ▶5月中旬以降に案内通知郵送後、5月末をめぐり、令和5年3月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
2. 上記以外の方（支給対象者②または③のいずれかに該当する方）
 - ▶給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - ※申請受付開始日 6月1日(木)
 - ▶申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにこども相談室の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。（申請書等は、市ホームページから印刷するか、こども相談室でお渡しします。）
 - ▶申請書の内容を確認後、給付金の支給要件に該当する方に対して、指定口座に振り込みます。

ひとり親世帯以外

支給対象者

以下の①②のいずれかに当てはまる方

- ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。
- ①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の分）の支給を受けた方
- ②上記①以外の方で、平成17年4月2日（特別児童扶養手当受給の場合、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に生まれた児童を養育する父母等で、家計が急変し、令和5年度住民税（均等割）が非課税の方または同様の事情があると認められる方

支給額 児童1人当たり一律5万円

給付金の支給手続き

1. 上記①の方
 - ▶給付金は、申請不要で受け取れます。
 - ▶5月中旬以降に案内通知郵送後、5月末をめぐり、令和4年度給付金を支給している口座に振り込みます。
2. 上記②の方
 - ▶給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - ※申請受付開始日 6月1日(木)
 - ▶申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにこども相談室の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。（申請書等は、市ホームページから印刷するか、こども相談室でお渡しします。）
 - ▶申請書の内容を確認後、給付金の支給要件に該当する方に対して、指定口座に振り込みます。

問い合わせ こども家庭庁コールセンター ☎0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
または 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 こども相談室 ☎22-1677
（受付時間 平日8:30～17:15）

令和5年度「とくしま在宅育児応援クーポン」 対象サービスの追加について

本市では、地域の子育て支援サービスを気軽に利用していただくことを目的に、令和5年3月31日までに生まれたお子さんを在宅で育児をしている保護者（父母または養父母）を対象に、「とくしま在宅育児応援クーポン（500円券×30枚）」の交付を行っています。

このたび、エクセレント羽ノ浦こども園の一時預かり事業にクーポンが使用できるようになりました。支払い方法は、クーポン払いとなります。

※交付要件について、詳しくはお問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ こども課（市役所1階 3A窓口） ☎22-1593
受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15



6月1日から7日は「水道週間」です！

今年の水道週間のスローガン

「水道水 安心・安全 これからも」

水は、私たち人間はもちろん、あらゆる生き物にとって生きるために欠かすことができません。水は、限りある貴重な資源です。水についての理解を深め、暮らしに有効に役立てるとともに、水を大切にしましょう。

水道の届出とご相談

次のような場合には、すぐに届け出てください。

- ▶新しく水道を使用される時
- ▶引っ越しをされる時
- ▶長い間、水道を使用されない時
- ▶その他変更がある時



水道課からのお願い

家の新築などによる水道給水管の新設、家の建て替えや取り壊し工事などで水道メーターや水道給水管を移設もしくは撤去する場合は、阿南市指定給水装置工事事業者を通じて申請が必要です。申請をせずに工事を施工すると、無届工事となり通水停止などの対象となりますのでご注意ください。

また、水道給水管と井戸水などの管の接続（クロスコネクション）は、水道水の安全性を確保するなどの観点から、法律で固く禁止されています。

クロスコネクションになっている場合、水道の給水管と水道以外の管の切り離し工事は、阿南市指定給水装置工事業者に依頼してください。

なお、メーターや給水管の移設、撤去、切り離しなどに要する費用は自己負担となります。

水道料金の納付は口座振替が便利です。手続きは、市内の金融機関でお願いします。

問い合わせ 水道課 ☎22-3295

令和5年度市単独土地改良事業補助の受付について

次のとおり、令和5年度土地改良事業計画書の受付を行っていますので、事業を予定されている方は、提出してください。

受付期間 5月上旬～6月30日(金)

受付場所 農地整備課

提出書類 令和5年度土地改良事業計画書（5月上旬に取りまとめをお願いする農業班長・実行組長宛てに送付していますのでお尋ねください。個人申請も可能です。）

※市ホームページにも様式を掲載しています。

※事業計画書の提出が期限内になかった場合は、事業の対象となりませんので十分ご注意ください。

問い合わせ 農地整備課 ☎22-1599

農業者年金に 加入しませんか



メリット

- ・少子・高齢化時代に強い積立方式の年金
- ・終身年金で80歳までの保証付き
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除
- ・手厚い政策支援で保険料に国庫補助も

加入条件 次の①～③のすべてに該当する方

- ①国民年金第1号被保険者
 - ②年間60日以上農業に従事している方
 - ③20歳以上60歳未満の方
- ※一定要件を満たす方は65歳まで

農業者年金の現況届

提出期間 6月1日(木)～30日(金)

問い合わせ 農業委員会事務局
☎22-3790
または最寄りの農協

地域計画策定に向けた 農業経営および農地に関する アンケート調査のお願い

令和5年4月1日から施行された農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変えて同法に位置付けられました。「地域計画」では、新たに10年後にめざすべき将来の具体的な農地利用を示した農地の地図「目標地図」を作成します。

目標地図の素案を作成するにあたり農業者等の方々の意向把握を進める必要があり、今後の農地の利用意向等についてご意見をお伺いするために市街化区域を除いた阿南市内で一定以上の農地の所有者・耕作者の方を対象としたアンケート調査を6月中に実施します。皆さんのお住まいの地域の農業問題を解決する方策を考える上で、大変重要なアンケートになりますので、ご協力のほどお願いします。

調査について

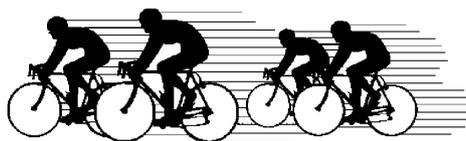
この調査は、農地利用等について各地区における話し合いに活用する基礎資料とすることを目的としており、記載内容に基づいて賃借等を約束するものではありません。

個人情報の使用目的について

記入された個人情報については、個人情報の保護に関する法律の規定により、「地域計画」を実質化する目的に使用し、それ以外の目的には使用しません。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎22-3790

第34回 那賀川流域センチュリーラン 参加者募集



Nakagawa Riverside Century Run

秋の那賀川流域を駆ける自転車イベント「那賀川流域センチュリーラン」の参加者を募集します。

開催日 10月1日(日) 8:30～スタート予定 ※小雨決行

種目 ●Aコース (130km)

那賀川河川敷第3緑地→那賀川北岸→道の駅鷺の里→阿南鷲敷日和佐線→川口ダムエネルギーミュージアム第2駐車場→那賀町木沢支所→四季美谷温泉(折り返し)

●Bコース (70km)

那賀川河川敷第3緑地→那賀川北岸→道の駅鷺の里→阿南鷲敷日和佐線→川口ダムエネルギーミュージアム第2駐車場→鎌瀬橋(折り返し)

参加資格 各コースを7時間以内で完走できる方

定員 500人

参加料 Aコース 7,000円(中学、高校生5,000円)

Bコース 6,000円(中学、高校生4,000円)

申込方法 ウェブサイト「スポーツエントリー」にて申し込みを受け付けます。下記サイト内において、「第34回那賀川流域センチュリーラン」と検索してください。

<https://www.sportsentry.ne.jp/>

※ファクスでの申し込みも受け付けます。方法は下記までお問い合わせください。

申込期間 6月7日(水)～8月10日(休)



問い合わせ 那賀川流域センチュリーラン実行委員会事務局(スポーツ振興課内)
☎22-3394・FAX22-4785
e-mail:taiiku@anan.i-tokushima.jp

阿南市教育振興基本計画等策定委員会委員の募集について

本市の教育振興基本計画に関する重要事項その他教育に関する重要な計画または方針を調査審議するために阿南市教育振興基本計画等策定委員会を設置しています。この策定委員会で調査審議していただく委員を募集します。

応募資格 次の要件すべてに該当する方

- ・市内在住の18歳以上の方(令和5年8月1日現在)
- ・市の教育振興について関心のある方
- ・平日に開催する会議に出席できる方(前年度3回開催)
- ・国、地方公共団体の議員でない方

募集人員 2人程度

任期 委嘱した日から2年間です。

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、「阿南市の教育振興についての考え方(様式自由、1200字程度の作文)」を添えて提出してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申込期間 6月1日(木)～30日(金)(17:00必着)

問い合わせ 教育総務課 ☎22-3299